

平成 27 年(モ)第 1649 号 文書提出命令申立事件
 申立人(原告) 日向千絵 外 3 名
 相手方(被告) 一般財団法人全国緊急災害時動物救
 援本部 外 1 名

文書提出命令申立に対する意見

平成 27 年 6 月 8 日

東京地方裁判所民事第 41 部合議 1E 係 御中

相手方ら(被告ら) 訴訟代理人
 柏木総合法律事務所

弁 護 士 柏 木



同 福 井



同 金 子 朝 彦



相手方ら(被告ら)は、申立人ら(原告ら)の平成 27 年 5 月 29 日付文書提出命令申立書(以下「本申立書」という。)に対し、以下のとおり意見を述べる(なお、以下においては、便宜上、本案訴訟の当事者の表示に合わせて相手方らを「被告ら」、申立人らを「原告ら」と表記する。)

第 1 本件の文書提出命令申立(以下「本申立」という。)に対する意見

原告らの本申立は、以下に述べるとおり理由なく

即時に却下せらるべきである。

第2 本申立の対象となっている文書は、証拠調べの必要性がないこと

1 原告らは、本申立書 5 (2頁)において「訴外救援本部の注意義務の内容について具体的に主張し、同注意義務を訴外救援本部が懈怠したことを主張するためには、本件各文書の開示を受けることが不可欠である」と主張する。

2 しかしながら、本件においては、仮に原告らの主張する事実が認められたとしても、不法行為における注意義務違反や権利侵害の要件を構成し得ない。

従って、本申立は速やかに却下せらるべきである。また、そもそも不法行為における注意義務違反や権利侵害の主張をより具体化するためなどといった理由により、文書提出命令の申立を認めるべきではない。このことは民事訴訟法181条1項及び同法180条1項より明らかである。(なお、原告らは本申立書において明示的に主張していないが、原告らが平成27年3月20日付訴えの変更申立書において主張する負担付贈与契約についても到底成立し得ないものであり、負担付贈与契約の不履行事実の有無を判断するための訴外救援本部の議事録の証拠調べも必要性がない。)

3 さらに、訴外救援本部内で開催された会議並びに訴外救援本部及び被災地の救援本部等との連絡会議の結果のうち、重要な事項については、訴外救援本部のHP上において適宜開示してきたところである。それゆえ、この点からも、あえてこの段階において

訴外救援本部の議事録を証拠調べする必要があることは明らかである。

- 4 以上で述べた事由のとおり、本申立書の対象となっている訴外救援本部の議事録は、証拠調べの必要性がない。

第3 訴外救援本部の作成した議事録は、「自己利用文書」に該当すること

- 1 仮に上記第2で述べた証拠調べの必要性が認められるとしても、本申立書の対象となっている訴外救援本部の議事録は、以下のとおり民事訴訟法220条4号ニに規定される専ら同文書の所持者である訴外救援本部の「自己利用文書」に該当するため、被告本部には文書提出義務がない。
- 2 まず、任意団体である訴外救援本部の作成する議事録は、各会議の議事の経過及び内容の記録のために作成される内部文書である。当該議事録は、専ら訴外救援本部（連絡会議の場合には訴外救援本部及び被災地の動物救援本部等）の内部の者が、事後の会議及び連絡会議の議題決定等をする際の参考資料として使用することを予定しており、外部の者に開示することを予定していない。
- 3 また、訴外救援本部の議事録を開示した場合には、訴外救援本部及び被災地の各動物救援本部は、看過し難い不利益を被ることになる。すなわち、当該議事録が開示された場合、今後、訴外救援本部の会議並びに訴外救援本部及び被災地の各動物救援本部等との連絡会議での自由な意見の表明に支障を来たすおそれがあり、また、各会議（連絡会議を含む。）

において議論されている事項に含まれる、特定の被災者の個人情報や被災地の各救援本部等の他の団体に関する情報が公にさらされることになるからである。

- 4 さらに、本件においては、訴外救援本部の議事録を開示すべき特段の事情も存在しない。
- 5 従って、本申立書の対象となっている訴外救援本部の議事録は、「自己利用文書」に該当し、被告本部にはこの点からも文書提出義務がない。

以上